

## 共同購買会員サービス利用規約

この利用規約（以下、「本規約」と言います。）は、一般社団法人日本住宅オプション協会（以下、「当協会」とします。）が提供する共同購買関連の各種サービス（以下、「本サービス」と言います。）の利用条件を定めたものです。

### 第1条（目的）

本規約は、当協会が会員に本サービス（住宅オプション工事に使用する関連商品及びノウハウの伝授・指導を継続的安定的に供給等）を提供し、会員が本規約その他当協会の指示事項を遵守して本サービスを利用することを目的とします。

### 第2条（本規約の範囲）

本規約は、当協会との間で本規約を内容とする利用契約（以下、「本契約」と言います）を締結し、本規約に基づいて会員登録した者（以下、「会員」と言います）が本サービスを利用する際の、会員と当協会の間的一切について適用します。

### 第3条（登録）

本サービスの会員登録は、本サービスの利用を希望する個人事業主または企業・団体等（以下、「申込者」と言います）が、本規約内容を承諾し、且つ第4条以下の登録手続きを経ることを条件とします。

### 第4条（登録申込）

申込者は、当協会宛に所定の登録申込書を書面及び電子メールにて送付するか、または当協会のウェブサイトの登録申込サイトの手順に従って登録申込を行います。

なお、登録申し込みは、申込者の一営業拠点ごととします。

営業拠点とは、受注のための勧誘活動、もしくは関連商品の保管、施工作業者の待機またはその他の営業活動を反復継続して行うための施設をいいます。

### 第5条（登録審査・登録拒否）

- 1 申込者は、前条による申し込み後、当協会の指示に従って必要書類（申込者の登記簿謄本等）を遅滞なく提出します。
- 2 当協会は、申込者から前項の必要書類を受領後、申込者の理事・事務局員等と面談のうえ登録審査を行い、登録の承諾あるいは拒否を決定します。
- 3 前項の審査により当協会が申込者の登録を拒否した場合であっても、当協会は、申込者に対して、いかなる理由によっても登録審査基準や登録拒否理由等の開示には一切応じられません。

## 第6条(登録料と会費の支払い)

- 1 前条により会員登録が承諾された場合、申込者は登録承諾の通知を受けた日の翌日から1週間以内に、当協会の指定する口座に、登録料10万円(税別)を支払うものとします(振込手数料は申込者負担)。
- 2 当協会が前項の登録料を申込者が支払ったことを確認した日をもって、申込者は正式に本サービスの利用者として会員登録されます。  
当協会は、会員の名称、所在、その他の事項について、総協会が管理するホームページ上の会員一覧に追加します
- 3 会員は、会員登録日から1か月以内に、月会費2か月分である2万円(税別)を、当協会の指定銀行口座に支払うものとします。  
以後、会員は、月会費1万円(税別)を、毎月28日に会員指定の銀行口座から自動振替により支払うものとします。  
なお、会員は、1年分の会費をまとめて口座振替により支払うこともできます。
- 4 前項の月会費の振込手数料は会員の負担とします。
- 5 会員が指定する銀行口座から月会費の自動振替ができなかったときは、会員は支払い済みまで年6%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。
- 6 契約期間満了前に退会等で会員登録抹消・会員資格を喪失した場合でも、支払い済みの本条の会員登録料、月会費、費用等は、その理由を問わず返金いたしません。

## 第7条(保証金)

- 1 会員は、当協会に対し、1営業拠点ごとに保証金を現金または銀行保証小切手(預手)にて支払うものとします。  
保証金額は会員の取引額に応じて当協会の事務局より通知します。  
但し、会員が取引信用保険の審査可決を得られた場合、又は当協会の理事会の承認を得られた場合は、保証金を免除します。
- 2 当協会は、会員登録抹消後、会員が当協会に対して負う義務(会員登録抹消に際する義務を含む)を全て履行したことを確認後、会員に保証金を返還します。  
但し、会員が当協会金銭債務を負担している場合は、これを清算して残額を返還することとします(返還時の振込手数料は会員の負担)。
- 3 保証金には利息は付さないものとします。

## 第8条(変更の届出)

- 1 会員は、営業拠点や、氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行うものとします。
- 2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益につい

て一切の責任を負いません。

#### 第9条（本サービスの内容）

会員は、当協会が住宅オプション工事に関連して提供する次のサービスを利用することができます。

- (1) 当協会が主催するセミナー、講演会、その他の活動への参加
- (2) 当協会が行う共同購買事業の利用
- (3) 当協会が運営する加盟業者販売システムの利用
- (4) 当協会に登録している会員もしくは会員間の営業同行、工事現場見学への参加
- (5) 当協会の名称、ロゴマーク等の使用

#### 第10条（本サービスの共同購買事業の利用方法、出荷停止）

- 1 会員は、当協会の共同購買事業を利用して、住宅オプション工事に関連する商品（以下、「商品」と言います）を購入するには、次の利用方法・手順を遵守しなければなりません。

- (1) 発注・受注

会員は、当協会所定の発注書により商品が発注します。

当協会は、商品在庫等を確認のうえ、所定の注文書を受領したときに、受注したものとします。

- (2) 検査・品違い、品質不良、数量不足等

- ① 会員は、商品を受領した後ただちに検査をし、万一、品違い、品質不良、数量不足等を発見した場合には、受領後1週間以内に当協会所定の書面で通知しなければなりません。

当協会は、会員から上記通知を受領したときは、確認のうえ代品または不足分の納入を行います。

- ② 受領後の検査で発見できず、後日品違い等を発見した場合、会員はその不適合を知ってから2週間以内に当協会所定の書面で通知するものとします。

当協会は、通知を受領した場合は、代品または不足分の納入を行います。

但し、引渡後6か月を経過している場合は、代品または不足分の納入は行わないものとします。

- (3) 商品の種類、単価、関連商品の標準販売価格

商品の種類、単価及び関連商品の標準販売価格は、当協会が作成し、会員向けに公開する商品リストによるものとします。

当協会の作成した商品リストは、当協会が、取扱う新商品の発表や、取扱い商品の種類又は単価の変更など随時変更できるものとし、その内容を会員に通知することにより、本項は改定されるものとします。

(4) 支払方法、条件

購入代金の支払は、当月末締め翌月末日払いとし、銀行振込で支払うこととします（振込手数料は会員負担）。

- 2 会員が本規約所定の条項の一にでも違反した場合には、当協会は商品の出荷を停止することができるものとします。

当協会は、この出荷停止により会員に生じたいかなる損害も賠償しません。

この場合、当協会は併せて他の法的処置をとることも妨げないものとします。

第11条（当協会の責任の範囲・免責）

前条の1項(2)の規定は、商品に関する当協会の責任のすべてを定めたものであって、当協会は、同規定に定めるものの外、債務不履行、契約不適合、不法行為、その他法律上のあらゆる責任を負わず、免責されるものとします。また、天災地変等のやむを得ない事由により商品の引渡に支障が生じてても当協会は免責されるものとします。

第12条（関連商品の販売禁止、エアコンのインターネット等での販売禁止）

- 1 会員は、当協会から購入した商品を、会員自身の住宅オプション工事以外の目的に使用したり、販売その他第三者への提供をすることはしてはなりません。
- 2 会員が、当協会から購入したエアコンをインターネット販売した場合は、理由のいかんを問わず、当協会は第20条により会員を除名処分とし、会員は一切の異議を述べないものとします。
- 3 会員が前項に違反して当協会から購入したエアコンをインターネット販売した場合、会員は違約金100万円を当協会に支払わなければなりません。

但し、当協会に同違約金を超える損害が発生したときは、その超過額を会員に対して請求することができます。会員はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第13条（当協会の名称、ロゴマーク等の使用）

一般社団法人日本住宅オプション協会の名称（ロゴマーク等含む）に関する全ての権利は当協会に帰属し、当協会は、会員に対し、本規約の定める範囲で、同名称・ロゴマーク等の使用を許諾します。

会員は、協会の事前の書面による承諾なく、同名称・ロゴマーク等の使用することはできません。

また、第三者に使用权を譲渡すること、その他一切の処分をすることもできません。

第14条（施工品質、顧客からの受注、苦情への対処）

- 1 会員は、当協会の名称・ロゴマーク等を利用し住宅オプション工事を行う場合は、万全の態勢で、適正かつ安全で品質の高い施行を行います。

- 2 万一、会員が行った住宅オプション工事の施工について、顧客から苦情が生じた場合には、会員がその費用負担と責任において解決に当たり、当協会に決して損害が及ばないように対処するものとします。

#### 第15条 (秘密情報・個人情報の保持義務、信用の保持義務)

- 1 会員は、当協会から伝授されるノウハウ・本規約に関連して知りえた顧客情報・個人情報、その他の機密情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、また規約の目的以外には使用または流用してはなりません。
- 2 退会、期間満了、除名、解除等の事由の如何を問わず、会員資格を喪失した会員は、速やかに当協会から受領した全ての資料及びその複製物を当協会に返還しなければなりません。
- 3 会員は、当協会の事業の信用を保ち、その発展のため協力するものとし、当協会や当協会の他の会員の名誉・信用を毀損したり、第三者に損害を被らせる行為をしてはなりません。

#### 第16条(禁止事項)

- 1 会員は、次に定める行為をしてはいけません。
  - (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
  - (2) 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
  - (3) 他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
  - (4) 他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為並びにその恐れがあると当協会が判断する行為
  - (5) 他の会員もしくは第三者に不快感、嫌悪感などの悪感情を催すおそれがあると当協会が判断する行為。
  - (6) 当協会に無断で、関連商品を販売する行為
  - (7) 上記各号の他、法令、本会員規約、その他本サービス(本サービスに基づき提供される個別のサービスを含む)又は当協会員規約に違反する行為、並びにそのおそれがあると当協会が判断する行為及び公序良俗に違反するおそれがあると当協会が判断する行為。
- 2 会員は、当協会が提供する本サービスの利用およびその結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、万一サービスの利用に関連して他の会員又は第三者に対して損害を

与えたとして、当協会に対して当該会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決し、当協会を一切免責するものとします。

#### 第17条（契約上の地位の譲渡等の禁止）

会員は、本契約に基づく契約上の地位または個々の権利もしくは義務を第三者に譲渡、質入れその他の処分を行ってはなりません。

#### 第18条（契約期間）

- 1 本契約期間は会員登録日から1年間とし、期間満了3ヵ月前までに、当協会または会員が、互いに相手方に対し書面による更新拒絶の申出をしない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約期間満了または更新拒絶により契約が終了した場合、会員は第19条1項(3)により直ちに会員資格を喪失します。この場合、会員は、当協会に対して補償、損害賠償その他名目の如何にかかわらず如何なる請求もしないものとします。

#### 第19条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに会員資格を喪失します。この場合、会員は何らの異議を述べないものとします。
  - (1) 退会した場合
  - (2) 除名された場合
  - (3) 契約満了または更新拒絶により契約が終了した場合
  - (4) 契約が解除された場合
  - (5) 法人の会員にあつては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
  - (6) 月会費の支払いを2ヵ月分以上滞納した場合
  - (7) 当協会が解散した場合
- 2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の会費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

#### 第20条（除名）

- 1 当協会は会員が次の各号のいずれかに該当した場合又は当協会が該当相当と認めた場合、事前通知なく会員を除名し、直ちに会員資格を喪失させることができます。
  - (1) 当協会および当協会関係者の名誉を棄損、または当協会からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当協会の

目的に反する行為があった場合

- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 会員として適当でないと当協会が判断した場合
- (5) 当協会が供給したエアコンをインターネット等で転売した場合
- (6) 第16条のいずれかの禁止行為に該当した場合
- (7) 会員が反社会的勢力であると判明した場合、あるいは別途定める反社会的勢力でないこと等に関する表明、確約条項に反した場合

反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・社会運動標ぼうゴロ若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（これらを「暴力団員等」といいます）、暴力団員等と一定の関係（資金提供、便宜の供与、暴力団員の不当利用等）を有する者、暴力団員等が経営を支配あるいは実質的に経営している会社を総称します。

- 2 当協会は、前項の除名措置により生じる損害について、会員に対して一切責任を負わないものとします。

## 第21条（契約の解除）

- 1 当協会は、次のいずれかの場合には、直ちに契約を解除することができます。

この場合、会員は当協会に対して補償、損害賠償その他名目の如何にかかわらず如何なる請求もしないものとします。

- (1) 当協会が、商品の製造、供給の中止その他の事由により、本事業で使用する商品の供給を受けられなくなったとき
- (2) 天災・事変、市場環境の変化、その他やむを得ない事由により本事業の継続が困難になったとき
- (3) 当協会の責によらず、会員に対して10日間以上連絡がとれず、音信不通となった場合

なお、この場合、当協会は、第4条で会員登録をした営業拠点の設置所在地あてに解除通知を発信することで、本契約を解除することができるものとします。

- 2 当協会は、会員が、次の各号の一つに該当する場合、あるいは当協会が該当相当と判断した場合は、会員に対する催告なくして直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 会員が銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 会員が第三者から強制執行を受けたとき
- (3) 会員が破産・民事再生・会社更生の申し立てその他倒産処理の開始があったとき
- (4) 会員の信用状態が著しく悪化し、本契約の継続が困難な状態になったとき

- 3 当協会、会員のいずれの当事者も、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定め

て催告したにもかかわらず履行しない場合には、本契約を解除することができるものとします。この場合、当事者は債務不履行の相手方に対して損害賠償の請求をすることができるものとします。

#### 第22条(退会)

会員は、当協会に対し、3か月前までに書面で退会の申し出をすることができます。但し、退会事務手数料として3万円(税別)を支払わなければなりません。

#### 第23条(競業禁止)

1 会員並びに会員の役員及び従業員は、会員登録有効期間中(18条により更新された期間を含む)及び会員登録抹消後2年間は、当協会の提供する本サービスと類似する事業を、第4条で会員登録した営業拠点の存した都道府県内で行ってはならないものとします。

ただし会員が当協会の書面による許可を受けた場合はこの限りではありません。

2 会員が前項に違反した場合、会員は当協会に対して違約金100万円(消費税別)を支払う義務があります。

3 前項の規定は、当協会に前項の金額を超える損害が発生している場合、当協会が会員に対してその超過額について損害賠償請求を行うことを妨げないものとします。

#### 第24条(損害賠償)

会員は当協会、または他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、当協会が請求するその損害の全てを即時賠償しなければなりません。

#### 第25条(本規約の変更)

当協会は、必要に応じて、当協会のウェブサイト等の適宜の場所に掲示することで、本規約の内容の随時変更できるものとします。

会員が、本規約変更後、本サービスを利用した場合には、会員は本規約変更に同意したとみなされます。

当協会は、本規約の変更により会員に生じた全ての損害について、責任を負わないものとします。

#### 第26条(契約終了後の措置)

1 退会、期間満了、除名、解除等の本契約終了事由の如何にかかわらず、会員は直ちに当協会の名称・ロゴマーク等の使用をすべて中止し、この名称を含む当該会員のすべての看板、広告その他いかなる表示等も会員の費用で撤去・抹消しなければなりません。

2 当協会のホームページ上の会員抹消手続き費用は、会員の負担とします。

#### 第27条（連帯保証）

- 1 会員は、本契約に基づき会員が当協会に対して負う全ての債務について、当協会に対して連帯して保証する保証人を1人以上立てなければなりません。
- 2 連帯保証人は、当協会のウェブサイト上の手続きあるいは所定の連帯保証人引受承諾書（いずれも別途印鑑証明書の提出を要します）を当協会あてに郵送します。
- 3 連帯保証人は、本規約に基づき会員が当協会に対して負うすべての債務について、極度額1000万円の範囲で、連帯して保証します。  
なお、極度額と与信額は別とします。
- 4 連帯保証人がその義務を果たせないと当協会が判断した場合は、当協会は会員に対して連帯保証人の変更あるいは物上保証人の追加を求めることができるものとします。

#### 第28条（紛争の解決、専属管轄）

本規約に関し疑義を生じたり、当協会と会員間で意見の相違が起きた場合には、双方誠意をもって協議し、円満に問題を解決することを原則とします。

協議による解決ができず訴訟による場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。